

7川こ保2第493号
令和7年7月1日

市外地域型保育事業所長 様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第2課長

令和7年度の川崎市への地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育 給付費等の請求方法について（通知）

日頃より、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、子ども・子育て支援法に基づく、子どものための教育・保育給付費等（以下「給付費等」という。）については、法令により、毎月の支払いが明文化されています。そのため、市外地域型保育事業所からの給付費等の請求についても、本市では、毎月の支払いを原則としますが、対象となる子どもの数が比較的少人数であることや、再請求・戻入等に係る園の事務を極力少なくする観点から、次のとおり取扱うこととしますので、関係職員への周知をお願いいたします。

1 本市の支払方法・支払単位について

本市では、毎月払いを原則とさせていただきますが、市・事業所双方の事務負担軽減の観点から、事業所の希望によって、半期分や1年分をまとめて請求することもできるものとします。支払額の確定については、川崎市と事業所が所在する自治体との連絡・調整を要するため、翌月払いを基本とします。

2 請求・支払スケジュールについて

原則、各月15日まで（15日が閉庁日の場合は前開庁日まで）に川崎市に請求書等をフォームよりお送りください。期日に間に合わなかった場合は翌月受付分として審査を行います。

また、本市では、給付費等の審査を「事務処理センター」に委託して行っております。そのため、請求内容に関する問合せをセンターからさせていただく場合がありますので、本市からの問合せと同様に、御対応いただきますようお願いいたします。

3 請求金額について

川崎市の給付費計算ソフトの令和7年度の単価改定は12月に完了する見込みとなっております。恐れ入りますが、システムの改修が終了するまでは令和6年度単価での請求を行うようお願いいたします。また、システム改修が済み次第、周知いたしますので、

速やかに差額を請求いただきますようお願いいたします。

4 請求様式について

請求にあたっては、以下の1～4の様式が必要です（請求者と振込先が同一の場合は様式2を除く。）。本市に請求いただいた振込口座に変更がある場合は、様式5を事前に御提出ください。提出時期によっては翌月の請求から変更させていただく場合があります。なお、請求明細書については、本市所定の様式でなくても、記載事項の内容を満たすものであれば、施設の所在する市区町村に提出している様式によることもできるものとします。

様式番号	様式名	作成単位	記載事項
1	請求書（指定）	1請求につき 1枚	請求者の住所・氏名・ <u>代表者印</u> 、対象園名・対象月、公定価格・市加算額の請求額計、振込先
2	委任状（指定） ※請求者と振込先が異なる場合のみ提出	1年度に1枚	委任者の住所・氏名・ <u>印</u> 、受任者の住所・氏名・ <u>印</u> 、委任権限
3	請求明細書（任意）	月ごとに1枚	公定価格・市加算額の請求明細（基本分と各加算分の単価と人数の積算が分かるもの）
4	公定価格加算認定申出書・入所児童名簿（指定）	1請求につき 1枚	公定価格・市加算額のうち、別途認定が必要となるものの認定状況（審査にあたっては、別途挙証資料の提出を依頼するとともに、所在する市区町村に加算認定の状況を確認させていただきます。）、 <u>初日入所児童数</u> 及び対象児童のクラス年齢、認定証番号、氏名、入所期間、保育必要量区分
5	振込口座申出書（指定）	変更があれば、1枚	請求者の住所・氏名・振込先

※本市指定の各様式のデータについては、以下の市ホームページにて公開しておりますので、適宜、ダウンロードの上御利用ください。

⇒ページタイトル/川崎市への市外地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求について（URL：<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000152128.html>）

5 支払いまでの流れ

- (1) 上記提出書類（3 及び 4）を、下記フォームより御提出いただきます。
- (2) 川崎市で審査を行い、修正等の必要が生じた場合は担当者に御連絡いたしますので、再度フォームより資料の御提出をお願いいたします。
- (3) 審査が終了いたしましたら川崎市より給付額決定通知を郵送いたしますので、請求書・委任状に押印のうえ、郵送にて保育第 2 課までお送りください。

《請求書等提出フォーム》 <https://logoform.jp/f/ARbXQ>

6 請求書等の送付先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市子ども未来局保育・幼児教育部保育第2課 給付・指導担当宛

（封筒の表面に「広域入所に係る給付費請求書在中」記載してください）

（給付・指導担当）

電話 044-200-3128

E-mail 45hoiku2@city.kawasaki.jp